諮問番号：令和元年度諮問第８号

答申番号：令和元年度答申第２０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年１２月２０日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

○○○○○○○○株式会社○○○○○○○○店（以下「Ａ店」という。）の面接が受かった。給料支払いの口座がゆうちょ銀行であったが、理由が分からないが口座が作れなかった。却下の理由が、求職活動に熱心に取り組んでいるとは認められないとのことであるが、Ａ店以外にも面接を受けていたのにもかかわらず却下された理由が分からない。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）稼働能力の活用について

処分庁は、審査請求人の年齢、生活歴、職歴等を総合的に勘案した上で、審査請求人には稼働能力があるものと判断し、保護開始申請時（平成２９年１１月２４日）及び来所面談時（同年１２月６日及び１３日）の３回にわたり求職活動について助言を行ったことが認められる。

なお、処分庁が行った審査請求人の病状調査結果報告書では、中労働（１日６時間程度、週５日程度）は可能と判断されている。

（２）審査請求人の求職活動について

稼働能力については、後記第５の１（１）のとおり、「資産」「その他あらゆるもの」と並び、それを活用することが保護を適用するための要件として規定されている。

審査請求人が提出した求職活動状況報告書によると、求職活動を行ったのは６日間であり、ハローワークから紹介を受けたのは４件に過ぎない。また、審査請求人が採用が決まったと主張する求職先の採用条件である口座開設が困難である理由について、審査請求人からの具体的な説明はなされていないと言わざるを得ない。

（３）まとめ

以上のことから、後記第５の１（３）（４）に照らし、審査請求人が真摯な求職活動を行っているとは言えないとした処分庁の判断に一定の合理性が認められ、保護の要件を欠くものとして行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年６月２４日　　諮問書の受領

令和元年６月２８日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：７月１６日

口頭意見陳述申立期限：７月１６日

令和元年７月２６日　　第１回審議

令和元年７月３０日　　大阪府行政不服審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和元年８月９日付け○○○○○第３０１３８号。以下「回答書」という。）

令和元年８月２３日　　第２回審議

令和元年９月１９日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知）第４は、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」と定めている。

（３）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第４の１は、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。」と定め、第４の２は、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と定め、第４の３は、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が２で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」と定め、第４の４は、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、２で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」と定めている。

（４）局長通知の第１１の１の（２）は、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年１１月２４日、処分庁は、審査請求人から保護開始申請書を受領した。

（２）平成２９年１１月２４日に処分庁が審査請求人から受領した収入申告書には、勤務先は日雇い、働いた日数として８月分は０日、９月分は１５日、１０月分は１５日、１１月分は０日との記載がある。また、収入を得られない理由として、体調が悪いため（○○○○○があるため）との記載がある。

（３）平成２９年１２月１２日に処分庁が○○○○○○○○○○○○○○○○○○病院長から受領した病状調査結果報告書には、「稼働能力あり、中労働（１日６時間程度、週５日程度）」との記載がある。

（４）平成２９年１２月１３日に処分庁が審査請求人から受領した求職活動状況申告書別紙には、同月６日にハローワーク○○○でＡ社を紹介、面接日は同月１１日、求職結果は辞退、辞退の理由は記載なし、同月７日にハローワーク○○○○で○○○○○○○を紹介、面接日は同月９日、求職結果は辞退、辞退の理由は体のことがあったので、同月８日にハローワーク○○○で相談、同月９日にハローワーク○○○で○○○○○○○○○を紹介、同月１１日にハローワーク○○○で○○○○○○○○を紹介、同月１２日にハローワーク○○○で相談、との記載がある。

（５）平成２９年１２月２０日に処分庁が審査請求人から受領した就労状況申告書には、勤務先としてＡ社、労働条件として１日あたりの就労時間５時間、１ヶ月あたりの平均就労日数３日との記載がある。また、同日のケース記録票には、審査請求人から就労状況申告書を受領するも、就労開始日は分からない、採用が決定するにはゆうちょ銀行の通帳を作成する必要があると説明を受けたため、ゆうちょ銀行の通帳を作成するよう助言するが、特に理由もなく通帳を作成することができないと答える。それでは採用が決まらないと説明するも、作れないと答えるだけであったとの記載がある。

（６）平成２９年１２月２０日のケース記録票には、ケース診断会議を実施し、審査請求人は生活保護申請からこの間、ハローワークの紹介を即辞退する状況や、採用条件の通帳作成を正当な理由もなく行わない状況は、稼働能力があるにもかかわらずこれを活用する努力が認められないとの結論に達し、保護要件を欠くと判断し、生活保護申請を却下する旨を決定したとの記載がある。

（７）平成２９年１２月２０日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

３　判断

（１）保護の実施機関は、保護開始を求める申請者が稼働能力を活用しているかを判断するものと解されており、その判断は、具体的には前記1（３）のとおり、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとされている。

（２）まず、①稼働能力があるか否かについて、その評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこととされている。

審査請求人は、平成２９年９月には１５日、同年１０月には１５日稼働しており職歴があることが認められる。また、審査請求人は、保護開始申請時において○○○○○があると主張するが、病状調査結果報告書では中労働（１日６時間程度、週５日程度）が可能であると判断されている。これらの事実を踏まえ、審査請求人の年齢も考慮し、審査請求人に稼働能力があると考えた処分庁の判断に違法又は不当な点があるとは認められない。

（３）次に、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否かについて、その評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が局長通知第４の２で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこととされている。

審査請求人は、平成２９年１２月６日から１２日にかけて計６日間、ハローワークを訪問し、４件の求職先の紹介を受けており、一定の求職活動を行っていることが認められる。しかしながら、審査請求人は、就労が決まったと報告したＡ社について、Ａ社の採用が決定するためにはゆうちょ銀行の口座が必要であるが口座を開設できなかったと主張しながら、その理由について具体的な説明を行っておらず、就労の意思がないものと判断されてもやむを得ないと認められる。

（４）次に、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かについて、その評価については、局長通知第４の２で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこととされている。

審査請求人は、Ａ社に就労が決まったと報告しているが、回答書によると、処分庁はＡ社やハローワークに対して審査請求人の報告が事実であるかの確認はしておらず、仮に審査請求人の報告が事実でなければ就労の場を得ることができないものとして保護を開始しなければならなかった可能性も否定できない。もっとも、局長通知第４の３では、求職活動の実施状況については求職状況報告書等により本人に申告させることが例示されており、審査請求人の報告を事実であると考えた処分庁の判断に瑕疵は認められない。

そして、Ａ社に就労が決まったのは、審査請求人及びＡ社の双方が、審査請求人の具体的な稼働能力を前提としてＡ社における就労の可否を考慮した結果であるとすれば、審査請求人にその意思さえあればＡ社において直ちに就労が可能であったと認められる。一方で、審査請求人は、前記（３）のとおり、Ａ社の採用が決定するためにはゆうちょ銀行の口座が必要であるが口座を開設できなかったと主張するものの、その理由について具体的な説明を行っておらず、その主張に合理性はないと言える。

（５）これらの事情を勘案すれば、審査請求人には稼働能力があり、稼働能力を活用すべく求職活動に取り組んでいたものの、審査請求人に就労の意思があれば直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができたにもかかわらず、ゆうちょ銀行の口座を開設できないことを理由に就労を決定しなかったことから、稼働能力を活用する意思がないものと判断されてもやむを得ないと考えられる。そして、処分庁が、審査請求人に対して、ゆうちょ銀行の口座を作成するよう助言指導を行ったにもかかわらず、なお審査請求人がこれに従わないため、前記１（４）の保護の要件を欠くものとして申請を却下する場合に該当すると言える。

したがって、審査請求人が自ら稼働の機会を忌避していると考え、真摯に求職活動を行ったとは言えないと考えた処分庁の判断に違法又は不当な点があるとは言えない。

（６）以上のとおり、本件処分について、違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第４部会

委員（部会長）松村　信夫

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇